

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	御殿場市 国民健康保険システム 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、国民健康保険及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

御殿場市長

## 公表日

令和5年5月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>御殿場市が行う国民健康保険については、国民健康保険法その他法令に定めがあるもののほか、御殿場市国民健康保険条例に定めるところにより執り行う。</p> <p>また、国民健康保険税については、地方税法その他法令に定めがあるもののほか、御殿場市国民健康保険税条例に基づき、賦課・徴収、及び滞納管理を行っている。</p> <p>国民健康保険被保険者の資格情報は国民健康保険システム(Acrocity)で管理しており、保険給付は静岡県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)と共同処理により行っている。</p> <p>また、特定健康診査・特定保健指導についても、国保連合会とシステム連携している。</p> <p>一方、国民健康保険税については、賦課、徴収の管理については国民健康保険システム(Acrocity)で管理し、滞納情報は滞納管理システムで管理している。</p> <p>平成30年度からは、国民健康保険の都道府県化に伴い、資格継続業務、及び高額該当回数引継ぎ業務について、国保総合システム、及び国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム」という。)を用い、情報の管理を行っている。なお、国保総合(国保集約システム)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市に設置される国保総合システムで構成される。</p> <p>御殿場市は、国民健康保険法及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①資格管理 ②保険給付 ③保健事業 ④被保険者証等の交付 ⑤個人番号カードを用いた本人確認 ⑥国民健康保険税賦課・徴収 ⑦国民健康保険税滞納管理 ⑧オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務</p>
③システムの名称	<p>①国民健康保険システム(Acrocity) ②共同電算システム ③国保総合システム ④高額療養費管理支援システム ⑤滞納管理システム ⑥国保情報集約システム ⑦MICJET番号連携サーバ ⑧中間サーバ ⑨医療被保険者等向け中間サーバ</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>①被保険者情報ファイル ②賦課徴収管理情報ファイル ③滞納管理情報ファイル ④給付状況ファイル ⑤口座情報ファイル ⑥特定健診関連ファイル ⑦被保険者異動情報(資格情報(世帯ファイル、資格情報(個人)ファイル) ⑧世帯所得区分情報ファイル ⑨高額該当情報ファイル</p>	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>①番号法(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項(利用範囲)及び別表第一第30項 ②国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) ③地方税法</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 一、二、三、四、五、十七、二十二、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十三、三十九、四十二、四十三、四十六、五十八、六十二、八十、八十七、九十三、九十七、百六、百九の項 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二 三、四十三、四十四、四十五の項 (オンライン資格確認の準備業務の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市民部 国保年金課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4121・83-1255
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同一

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何名か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-1-② 事務の概要		制度改正に伴う事項を追記		
平成29年4月1日	I-1-③ システムの名称		「⑥」を追記		
平成29年4月1日	I-2 特定個人情報ファイル名		「⑦」「⑧」「⑨」を追記		
平成30年1月31日	5. 評価実施機関における担当部署②	国保年金課長 南 美幸	国保年金課長 佐藤 昌幸	事後	
平成31年3月29日	5. 評価実施機関における担当部署②	国保年金課長 佐藤 昌幸	国保年金課長	事後	
令和2年6月30日	表紙評価実施機関名	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長		
令和2年6月30日	I-1-② 事務の概要		「⑧」を追記		
令和2年6月30日	I-1-③ システムの名称		「⑦」「⑧」「⑨」を追記		
令和2年6月30日	I-4-② 法令上の根拠		(オンライン資格確認の準備業務の根拠) 番号法附則第6条第4項 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項		
令和4年3月1日	4.②法令上の根拠	法第19条第7号 番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	